

## 大和町学校部活動等地域展開協議会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 大和町立学校における部活動等の地域展開に向けた課題に総合的、かつ、円滑に取り組むため、大和町学校部活動地域展開協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 部活動等の地域展開に係る仕組みづくりに関すること。
- (2) 部活動等の地域展開に係る調査、研究に関すること。
- (3) 部活動等の地域展開に係る情報収集に関すること。
- (4) 地域展開に向けたモデルとなる競技団体等の実践研究に関すること。
- (5) その他、部活動等の地域移行に係る必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 大和町立小中学校の校長
- (2) 教育、スポーツ又は文化に関し知識又は経験を有する者
- (3) 大和町体育施設指定管理者
- (4) その他、教育委員会が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年以内とする。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (座長)

第5条 協議会に座長を置く。

2 座長は、委員の互選により定める。

3 座長が出席できない場合は、座長の指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会の会議は、教育長が招集し、座長が進行する。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求

めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、大和町教育委員会生涯学習課で処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和7年9月17日から施行する。

(旧要綱の廃止)

第2条 大和町学校部活動等地域移行検討準備会設置要綱は、廃止とする。